

政令第百五十七号

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十一月一日とする。ただし、同法第一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）目次の改正規定及び同法第二章中第八条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、平成二十五年六月一日とする。

理由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則
第一条第五号に掲げる規定の施行期日を定める必要があるからである。